

<公告>

住所不明組合員のみなし自由脱退手続きに関する公告

定款第10条2項にもとづき、住所の変更届を2年間行わなかった組合員は脱退の予告があったものとみなし、「みなし自由脱退対象者」とさせていただきます。

(今回のみなし自由脱退の条件)

過去5年間利用実績がなく配送を通じたお知らせのお届けができず、生活クラブからの郵便物が2022年と2023年の両年において宛先不明で返送された組合員です。

「みなし自由脱退の対象」となっている方は、共同購入センターに備え付けの住所不明組合員名簿に掲載されています。お心当たりのある方は、お手数ですがセンターでご照会ください。

センターで照会をご希望の際は、事前に来協日時を本部：総務部までご連絡ください。来協当日には、本人確認書類（運転免許等）をお持ちいただきます。また代理人の方が来協する際は、委任状（本人の自署あるもの）、本人の確認書類、代理人本人の確認書類の3種類をお持ちいただきます。

もし、この名簿にお名前が掲載されている方で、住所確認のとれた方については、みなし自由脱退の対象者から除外されますので、お心当たりの方は至急ご連絡いただきますよう、お願い申し上げます。

3/15（金）までにご連絡いただけなかった対象者については、3月理事会にて「みなし自由脱退者」として年度末脱退の手続きを行わせていただきます。

なお、今回脱退手続きさせていただいた方で、後日住所確認ができた場合、払込済出資金額の払戻しをさせていただきます。

2024年2月1日
生活クラブ生活協同組合

お問い合わせ先：本部 総務部 TEL：029-874-8510
9時～17時（土日を除く）